

香港における問題点と要望

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9 輸出入規制・関税・通関規制	日機輸	(1)	戦略物質申告手続にかかる時間	・香港貿易工業局で戦略物質の事前物質区分申請に10日間以上かかる。また、申請書類一覧以外で毎回判別の際に追加要望書類があるため、書類を追加して再び申請することが多い。	・判別時間の短縮とガイドラインの明確に改善要望。	・香港法例第60G章(進出口(戦略物品)規例)
	日機輸	(2)	自由貿易協定適用条件	・中国ASEAN自由貿易協定(ACFTA)に基づいて中国産品を輸出する際に、香港経由で中継輸送(港、空港を経由のみ)する場合に中国検験(香港)有限公司が発行した「未再加工証明」が必要となり、証明書取得の費用と時間を削減するために、香港経由以外の輸送ルートを使わざるを得ないケースがあり、輸送リードタイム、ロジコストでデメリット。	・船荷証券もしくは航空運送状の内容で明らかにトランジットだけ(=未再加工)とわかるケースは、「未加工証明」を免除してほしい。	・中華人民共和國税関輸出入貨物優遇原産地管理規定(中国税関総署2009年第181号令、2009年3月1日施行) ・中国-ASEAN全面経済協力枠組協議貨物貿易協議 第三地域中継輸入貨物の未再加工証明の提出検査に関する公告(税関総署2003年第78号、2003年12月29日施行)
16 雇用	建産協	(1)	建設外装工事の有技能作業員の不足・高齢化・労務単価上昇	<p>・香港特別行政区の人口構成(少子高齢化)と政府の中国本土を含む外国人建設労働者就労制限により、外装工事を含む全ての建設作業員、とりわけ有技能者不足が深刻化している。</p> <p>- 香港にも「外国人労働者雇用許可制度(SLS)」はあるが、厳しい就労条件設定、諸手続きの煩雑さ、香港人建設労働者の英語コミュニケーション能力低下などが影響し、年間数百人程度の外国人就労ビザ発給しかないのが現状。特に、2012年以降の直近5年間の建設労働賃金は、香港の年間GDP、CPI上昇率を大きく上回る10%前後の上昇が続き、当社も外装取付工事業者への発注単価急騰と、それによる収益悪化に直面。</p> <p>- 外装取付工事 有技能作業員平均人工費(当社実績ベース)； 2012年平均「HKD750」 2016年平均「HKD1200」 2017年以降は、建設労働需要も若干沈静化が見込まれており、建設労務賃金の上昇率も鈍化する見込みだが、有技能者不足に関しては、今後更なる悪化が予想される。</p> <p>- 現在の香港人口構成と若者の建設業離れの影響で、既に建設作業員の最多年齢層は50歳代に到達している。 香港政府も建設業への新規入職者増加の為、2010年から「建設労働力強化訓練スキーム」を立上げ、建設業協議会(CIC)と香港開発局(DB)が技能訓練の実施と助成金の交付を行っているが、問題解決には至っていないのが現状である。</p> <p>今後の当社の対応としては、作業員年齢が20歳代～40歳代で構成されている取付工事業者(数社)との連携を深め、互いの適正利益確保をベースとした共存共栄関係の更なる強化を主軸として進めていく事と考える。</p>	・今後、「外国人労働者雇用許可制度(SLS)」の改正等の際は、極力早めの情報開示をお願いしたい。	・香港 外国人労働者雇用許可制度 (Supplementary Labour Scheme)

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17	知的財産制度運用	日機輸	(1)	税関での水際取締り不足・不合理	・差止時の真贋鑑定に際し鑑定者の出頭が必要だが、時には現場で判断不可能なものがあり持ち帰ってから二度手間で行判断するなど、スムーズな鑑定ができない場合がある。 (継続)	・権利者にとって負担が少ない、スムーズな鑑定を行うためのあるべき運用の検討。	・労働法 第24条、第36条
		日機輸	(2)	著名商標冒用商号の登記審査の不十分	・世界的に著名な登録商標と同じまたは類似の商標を含む商号が多数、会社設立が容易な香港で登記されている。また、最近では中国大陸で登記される紛らわしい商号もある。これら著名商標冒用商号が中国大陸で生産・販売される商品や宣伝に利用される。 (継続)	・著名商標等冒用商号の登記審査の厳格化。	